

保護者の皆さまへ

中井町教育委員会教育課

就学援助制度について

町では、経済的な理由によりお子様の就学が困難なご家庭に対して、学用品など就学に必要な経費の一部を援助する制度を設けています。

申請をご希望される方は、申請要件や必要書類をご確認のうえ、提出期限までに申請をお願いします。申請書をもとに、世帯の収入状況等から総合的に審査し、支給の可否を決定します。

なお、本制度は年度ごとの申請が必要ですので、前年度に援助を受けた方で引き続き援助をご希望される場合も、必ず申請をしてください。

【申請方法】

1. オンライン手続きなかい（e-NAKAI）による電子申請

※オンライン手続きなかいの利用には利用者登録が必要です。



(オンライン手続きなかい)

2. 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、教育課へ持ち込みまたは郵送

郵送先 〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56

中井町教育委員会 教育課

提出期限：令和 8 年 6 月 30 日(火)

※6月30日以降に提出された申請については、申請日を基準とした月割りでの支給となりますのでご注意ください。

問合せ先

教育課学校教育班

TEL0465-81-3906

【援助の内容】

	小学生（前期）	小学生（後期）	中学生（前期）	中学生（後期）
学用品費	5,815 円	5,815 円	11,365 円	11,365 円
通学用品費 （1年生除く）	1,135 円	1,135 円	1,135 円	1,135 円
新入学用品費※ ¹ （1年生のみ）	64,300 円		81,000 円	
給食費	無償化のため支給なし			
修学旅行費	実費分※ ² （上限あり）		実費分※ ² （上限あり）	
校外活動費		実費分 （上限あり）		実費分 （上限あり）
眼鏡購入費※ ²	実費分※ ³ （上限あり）	実費分※ ³ （上限あり）	実費分※ ³ （上限あり）	実費分※ ³ （上限あり）
卒業アルバム代 等		11,000 円		10,000 円

※1：入学前支給を申請しなかった場合でも、通常の就学援助申請において支給されます。

※2：修学旅行費については、7月に別途支給します。

※3：視力が0.6以下で学校長が必要と認めた者。小学生2回、中学生1回までの支給となります。なお、医療保険その他の公的給付を受給している場合は対象外となりますのでご注意ください。

- ◆ 年2回（9月・3月）に分けて支給されます。
- ◆ 実費額は算定の都合上、最終的な額は年度末まで確定されません。
- ◆ 新入学用品費及び修学旅行費は年度当初に認定された方のみ支給されます。ただし、今年3月に新入学用品費の入学前支給を受けた方は対象外となります。
- ◆ 提出期限を過ぎてからの申請は申請月の翌月以降の認定となり、支給額は月割で支給されます。なお、入学前支給の申請受付は、毎年、2月頃となります。
- ◆ 上記助成額は、現時点における（案）となりますので、実際に支給される額とは異なる場合があります。

【提出書類】 ※オンライン申請の場合は電子データのみで提出が可能です。

- ① 就学援助費交付申請書 ※ 教育委員会ホームページからのダウンロード、または教育課窓口にて配布
- ② 通帳・キャッシュカードのコピー、ネット口座情報画面を印刷したものなど
振込口座の情報がわかるものの写し

※原則、申請者と同じ口座名義人としてください。

- ③ 提出書類に加え、要件に応じた必要書類を添付してください。

なお、税情報または児童扶養手当もしくは生活保護の受給状況について町で確認ができる方で、情報の照会に同意をいただいた場合は書類の添付を省略することができます。

【対象となる要件および必要書類】

要件	必要書類
生活保護の廃止または停止を受けたが、なお経済的に困窮している	保護停止決定通知書または保護廃止決定通知書の写し
町民税の非課税または減免を受けている	非課税：同一世帯生計下にある世帯員全員分の非課税証明書 減免：市町村民税減免決定通知書の写し
固定資産税または個人事業税の減免を受けている	個人事業税：県税事務所発行の減免証明書の写し 固定資産税：固定資産税減免決定通知書の写し
国民年金又は国民健康保険の保険料の減免を受けている	国民年金保険料免除申請承認通知書または国民健康保険料減免承認決定通知書の写し
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
所得が町の審査基準（生活保護基準額の1.5倍）を下回る（【所得が町の審査基準を下回る世帯の例】参照）	① <u>同一世帯生計下にある世帯員全員分の令和7年分の所得</u> がわかる書類（源泉徴収票又は確定申告書の写し、または令和8年度町（市）県民税（非課税）課税証明書） ② 賃貸契約書の写し（該当者のみ）
その他 （保護者の死亡や災害等により所得が著しく減少した等）	事由が判別できる証明書等

【所得が町の審査基準を下回る世帯の例（令和8年度認定基準による）】

世帯人数	世帯構成	目安所得	住宅形態
2人	父（又は母）35歳、子9歳	348万円程度	賃貸
		280万円程度	持家
3人	父35歳、母35歳、子10歳	378万円程度	賃貸
		303万円程度	持家
4人	父（又は母）40歳、子15歳、子13歳、子10歳	517万円程度	賃貸
		442万円程度	持家
5人	父50歳、母45歳、子14歳、子11歳、子8歳	505万円程度	賃貸
		429万円程度	持家
6人	父（又は母）41歳、子16歳、子13歳、子9歳、祖父65歳、祖母65歳	594万円程度	賃貸
		512万円程度	持家

※基準所得額は、世帯構成や家賃、年齢等により異なります。